

# 新築住宅への太陽光発電設置の義務化の制度を 悪用した誇大営業にご注意ください

制度の対象者は、年間の供給延床面積が一定以上のハウスメーカー等の事業者とされており、個人の住宅所有者ではありません。

### 新築義務化の概要

太陽光発電設置義務化とは

例えば東京都では、2025年4月から新しく建築された住宅に対して、 住宅提供事業者による一定量の太陽光パネルの設置が必須となります。 その背景としては、2030年までに都内の温室効果ガスを50%軽減する 「カーボンハーフ」の実現を目指して、再生可能エネルギーの利用拡大を 推進するためです。

義務付けの対象としては新たに建築する住宅となり、 今お住まいの住宅等に新たに設置を義務付ける制度では ございません。太陽光設置義務化の具体的な要件や 実施方法は、自治体によって異なります。 詳しくはお住まいの自治体の情報をご確認下さい。

現在発表している自治体

東京都



神奈川県川崎市



予想される誇大営業事例は裏面に▶

## **自治体が定める「新築住宅への太陽光発電設置の義務化・標準化制度」**を 悪用した誇大営業被害が予想されます。

義務化・標準化制度の対象者は住宅提供事業者であるため、新たに住宅を建築しようと する個人が制約を受けたり、設備やサービスを導入する義務はありません。

今お住まいの住宅等に新たに設置を義務付ける制度ではございません。 以下のような営業トークには十分ご注意ください。

### 誇大営業例

## こんなトークにご注意!

- ●●の委託を受けてきています。
- ●の提携業者として派遣されています。(● = 自治体や企業名)

このエリアは太陽光発電の設置が義務化された ので設置しないと罰則があります。

今お住まいの住宅にも設置しないといけません!

義務化の推進のため、 通常より割安な金額となっているので モニター契約をしませんか。(モニター商法)





義務化にあたり太陽電池以外にも 設置しなければならない付帯設備 (蓄電池等)やサービス(メンテナンスなど) 契約、電力プラン切替の必要があります。

義務化により今契約しておかないと 品薄になり先々値上げされますよ。

契約しないと帰りません! 契約しないと帰れないのです!

太陽光発電の設置が義務化に なったのでクーリング・オフはできません。



〒105-0004 東京都港区新橋2-12-17 新橋I-Nビル8F TEL:0570-003-045

